

受験資格について

1. 公益社団法人日本栄養士の会員、日本在宅栄養管理学会の会員管理栄養士である者
2. 管理栄養士登録から5年以上が経過している者
3. 病院・診療所・高齢者施設等において管理栄養士として従事した日数が通算で900日以上を有する者

「病院・診療所・高齢者施設等」の対象となる施設一覧

- ① 医療法に基づく、病院、診療所（病院・診療所付属のリハビリテーション施設を含む）
- ② 老人福祉法に基づく、老人福祉施設（老人福祉センター）
- ③ 介護保険法に基づく、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同施設、通所施設、在宅介護支援センター、特定施設（ケアハウス、軽費老人ホーム、有料老人ホームなど）
- ④ 地域保健法に基づく、保健所、市区町村保健センターや市区町村役場
- ⑤ 母子保健法に基づく、母子保健施設
- ⑥ 薬事法に基づく、薬局
- ⑦ 管理栄養士・栄養士養成施設
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設
- ⑨ 児童福祉法に基づく、児童福祉施設
- ⑩ その他、日本在宅栄養管理学会理事長、在宅訪問管理栄養士認定制度運営員長が認めた者

上記施設において管理栄養士の資格を用いて栄養・給食管理や栄養食事指導業務を行っていることを原則とする。

学校（保育園、幼稚園等も含む）ならびに産業の給食管理は対象外とする。